

新景観政策

10年とこれから

京都市

新景観政策

10年とこれから

京都市

発刊にあたって



京都市長 門川 大作

平成19年9月から実施した「新景観政策」が10年の節目を迎えました。この政策は、多くの市民や関係団体の皆様からの御意見を頂き、市会での熱い議論の末に実現したものです。

10年前を振り返ると、不況からの脱脚のため、全国では規制緩和が叫ばれ、高層ビルが次々と建てられていました。そうした中、千年を超える歴史と文化を誇り、日本の宝、世界の宝である京都は、決して小さな東京になってはならない。そんな確固たる思いの下、「建物や看板は個人の所有物であっても、景観は公共の財産」という視点から、逆に規制を強化してまいりました。

皆様の御協力により、この間、約3万件の建物から屋外広告物を撤去・是正していただき、現在では95%以上の建物が適正化されています。また、5万件を超える建物を、新築や建替えの際に地域の特性に合わせたデザインとしていただいたことにより、京都の景観は劇的に向上し、訪れる方、地元の方から高い評価を頂いています。御理解をいただいた全ての皆様に、深く敬意と感謝の意を表します。

そして10年の節目となった平成29年度には、「京都から考える これからの歴史・文化・創造都市」を共通テーマに、記念事業として連続講座や市民会議、シンポジウムなどを開催。政策の趣旨や成果を改めて確認するとともに、市民の皆様や事業者、様々な関係者の皆様と共に時代の変化に応じた今後の政策の展開について議論を深めました。

このレポートは、こうした一連の記念事業を記録するとともに、多くの専門家の方々からの御寄稿も頂き、新景観政策の成果や今後の展望等をまとめたものです。市民や関係団体の皆様はもちろん、全国の皆様が、今後のあるべき景観を考える際の一助になれば幸いです。

常に本物を追求しながら、新たな要素を積極的に取り入れていく一。京都の景観は、そんな人々の気風に磨かれ、時代と共に創造的に発展してきました。新景観政策にも、刷新を続ける「進化する政策」であることが求められています。50年度、100年後も京都が京都であり続けるため、更なる景観の進化・深化に、共々に取り組んでまいりましょう。

「新景観政策」10周年にあたり



文化庁 地域文化創生本部
事務局長 松坂浩史

平成19年に策定された「新景観政策」が10周年を迎えられるとのこと、誠におめでとうございます。

昨年4月、文化庁の京都移転に先行して鴨東の地に地域文化創生本部が設置され、歴史や文化が色濃く残る東山の裾野にて、新たな仕事に取り組むことになりました。本部の周辺一帯は、八坂神社、建仁寺、高台寺、清水寺など数多くの社寺に加え、伝統的な町家が広く残されており、出勤途中に舞妓さんを見かけることもあれば、阿闍梨さんに遭遇することもあります。窓からは緑豊かな東山が一望でき、東京とは異なる情緒ある日々を送っています。

このような京都における歴史的風致の保全は明治33年まで遡ると聞いています。初代京都市長である内貴甚三郎が「東方は風致保存の必要あり」としたのが始まりで、その後、昭和5年に、広大な自然的景観を一体的に保存する先進的な風致地区が指定されました。昭和40年代後半からの総合的な景観行政の展開は、全国のモデル的な役割を果たし、平成7年に再整備された一連の景観施策は、景観法に影響を与えるなど、京都市は常に先進的な施策の展開を担ってきました。そして、今年10周年を迎える「新景観政策」は、それらの成果を受け継ぎ、京都らしい優れた景観を保全する画期的な施策であったと考えます。実際、以前は目に付いた看板など屋外広告物は色調が統一され、着実にまちなみに溶け込んでいますし、我々が勤務する東山一帯の景観もこの先進的な政策によっ

て守られていると感じています。

京都市が精力的な取組を進める間、国としても景観に関する施策を進めてまいりました。政府は、大正8年に都市計画法と市街地建築物法を公布し、「風致地区」と「美観地区」の制度が確立しました。また、昭和41年にはいわゆる古都保存法を制定し、歴史的風土の保存を進め、後世への継承を図っています。

文化庁としては、歴史的な集落やまちなみの継承を図る制度として、昭和50年に文化財保護法を改正し、伝統的建造物群保存地区制度を創設しました。京都市では、最初の選定で産寧坂地区と祇園新橋地区が重要伝統的建造物群保存地区となり、その後、嵯峨鳥居本地区と上賀茂地区が選定されました。また、平成16年に制度化された文化的景観は、日々の生活に根ざした景観を保護するもので、3年前に京都岡崎が重要文化的景観に選定されています。また、平成20年に施行された通称歴史まちづくり法は、文部科学省（文化庁）、国土交通省、農林水産省の共管で、地域における歴史や伝統的な活動、歴史的な建造物、そしてその周辺の市街地環境の維持及び向上を図る総合的な政策です。京都市においても翌年には同法による歴史的風致維持向上計画が認定されています。

現在、京都市では「歴史的景観の保全に関する具体的施策」の取りまとめを進めていると聞きます。「新景観政策」の成功に安住せず、次なる施策の展開を進める新進先取の攻めの姿勢が新たな10年を切り拓き、京都市のさらなる発展に繋がることを祈念しております。

新景観政策 10年とこれから

目次

1 新景観政策を振り返る

| | |
|-----------------|----|
| 1 「新景観政策」立案時の背景 | 1 |
| 2 新景観政策の概要 | 10 |
| 3 10年間の景観政策の展開 | 27 |
| 4 景観政策の実施状況 | 36 |

2 10年間の社会の変化

| | |
|--------------|----|
| 1 社会情勢・構造の変化 | 45 |
| 2 京都の変化 | 54 |

3 新景観政策10周年記念事業

—京都から考える これからの歴史・文化・創造都市—

| | |
|-----------------------|-----|
| 1 特別鼎談 | 69 |
| 2 連続講座 | |
| 第1回：都市の活力を生み出す景観 | 83 |
| 第2回：コミュニティと景観まちづくり | 91 |
| 第3回：景観を紡ぎ出すデザイン | 99 |
| 第4回：景観・文化の継承と創造 | 107 |
| 3 平成29年度京都市景観市民会議 | 115 |
| 4 総括シンポジウム | 125 |
| 5 新景観政策10周年記念事業を振り返って | 143 |

4 今後の景観政策の展望

| | |
|-------------|-----|
| 1 寄稿 | 156 |
| 2 これからの景観政策 | 180 |

